

鶴ヶ島市地域包括支援センターに係る包括的支援事業を実施するための職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則が令和6年4月1日に改正されたことから、「鶴ヶ島市地域包括支援センターに係る包括的支援事業を実施するための職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）」の一部を改正するものです。

2 条例の趣旨

本条例は、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めており、職員に係る基準及び当該職員の員数や、包括的支援事業の運営に関する基準等を定めています。

3 主な内容

地域包括支援センターの職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行うものです。

（1）職員に係る基準及び当該職員の員数

ア これまでは、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、次に掲げる者を専従・常勤の職員として、それぞれ1人配置することとしていたところですが、引き続きこれを原則とした上で、介護保険運営審議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められます。

- ①保健師その他これに準ずる者
- ②社会福祉士その他これに準ずる者
- ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者

イ 効果的な運営に資すると介護保険運営審議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する、それぞれの区域における第1号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を、個々の地域包括支援センターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようになります（複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればよいこととし、個々の地域包括支援センターには必ずしも上記①～③の職種の全てを配置しなくてもよくなります）。

この場合についても、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められていますが、個々の地域包括支援センターには、上記①～③の職種のうち、いずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされています。

（2）その他

市町村の事務負担を考慮し、改正を最長1年間を猶予する経過措置が設けられています。